

会員管理委員会規程

[総則]

第1条 本委員会は、会員管理委員会（以下「委員会」という）と称する。

第2条 委員会の運営は、日本分析化学会協議会・委員会規程、会員・広報協議会規程及び本規程の定めによる。

[委員会の目的]

第3条 委員会は、会員サービス、会員情報保護等の会員の権利確保及び会員拡充を目的とし、そのための方策を策定・実行及び理事会に具申する。

[委員会の構成]

第4条 委員会は、委員長1名、副委員長1名、庶務主務理事、会計主務理事を含む委員数名をもって構成する。なお、委員長が必要と認めた場合は、臨時委員をおくことができる。

[委員長、委員の選出]

第5条 委員長、副委員長、委員は企画戦略会議が推薦し、理事会の議を経て会長が委嘱する。

[委員長、委員等の任期]

第6条 委員長、副委員長の任期は2年とし、再任は2期を越えないこととする。委員の任期は2年とし、重任を妨げない。臨時委員の任期は、1年を上限とする。なお、委員長の任期には、副委員長・委員の在任期間を含めない。

2 委員長が任期途中で退任する場合には、その任期満了まで副委員長が委員長を代行し、委員の中から1名が副委員長を担当する。

[委員長、委員等の任務]

第7条 委員長は、委員会を代表し、委員会業務を統轄するとともに、委員会を招集し、議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。委員は、委員会の業務を分担して行う。

[委員会の運営]

第8条 委員会は、必要に応じて開催する。ただし、書面審議又は電子メール審議をもってこれに代えることができる。

[委員会の活動内容]

第9条 委員会は第2条の目的を達成するために、次の活動を行うことができる。

- 1) 会員管理システムの維持、運営、管理及び掲載事項の審議
- 2) 本部事務局のネットワークインフラおよび運用体制の構築
- 3) 会員情報の管理
- 4) 会員への情報伝達方法の管理
- 5) 会員拡充に資する活動の企画・立案と理事会への具申
- 6) 会員区分・入会費・年会費に関する変更の議論と理事会への具申
- 7) その他、企画戦略会議で必要と認めた事項の審議

[委員会の記録]

第10条 委員会の議事録等は、委員長が会員・広報協議会へ報告する。

[付則]

1. この規程は、2022年6月29日から施行する。
2. この規程の変更は、企画戦略会議の議を経て理事会の承認を必要とする。